

## 【新・医療費控除をご存知ですか？】

みなさんこんにちは！税理士の樋口智勇です。

さて、年明けの確定申告に向けて、ドラッグストアで買った薬のレシートなど保管されていますか？「医療費年間10万円なんていかないから、レシートは捨てているよ」という方も多いと思いますが、ちょっと待ってください！

**今年から医療費控除に新しい制度が追加されています！**

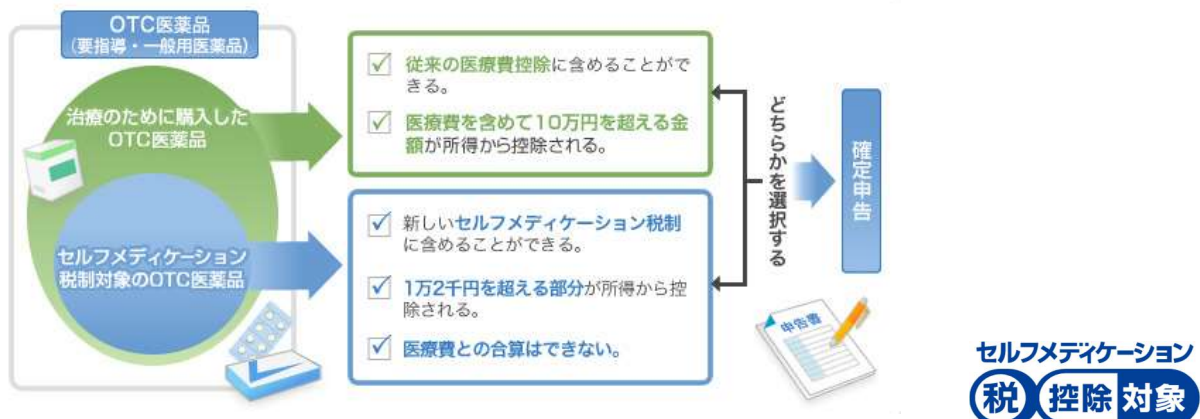
しかも、この制度は、一定の要件を満たすと、年間1万2千円を超えれば控除の対象になり、だいぶハードルが下がっています。この位であれば自分も対象になるのでは、と思われる方も、多いのではないのでしょうか。



これまでの医療費控除は、1年間に使った家族の医療費が10万円（総所得金額200万円未満の人は、総所得金額の5%）を超えた場合に、確定申告で税金が戻るといものですが、健康保険には高額療養費があるので、10万円を超えるということは減多にないのが実情です（この制度は今まで通り残ります）。

この従来の制度に加えて、今年から新たに「**セルフメディケーション税制（スイッチOTC薬控除）**」がスタートしました。これは、年間の医療費が10万円を超えなくても、処方箋なしでドラッグストアなどで購入した、控除の対象になる**市販薬（OTC医薬品）の年間購入額が1万2千円を超え、一定の取り組みを行った方が適用**を受けられるようになりました。

セルフメディケーションとは、自分自身で健康管理を行い、検診を受けることで病気の予防に努め、軽度の不調は市販薬で対処するといった、**自分の健康は自分で守る取り組みを促進**させるものです。**「病院にはあまり行かないけど、市販薬を使うことが多い」という方は、この制度で申告できる可能性がある**のです。



この新しい医療費控除の要件、内容は以下になります。

- 利用期間・・・2017年1月1日～2021年12月31日
- 利用できる方・・・勤務先で実施する健康診断や予防接種などを受け、**病気の予防や健康増進に取り組んでいる方**（確定申告の際に、健診結果表等の書類が必要になります）
- 対象となる市販薬・・・薬局で購入できる市販薬で、「スイッチOTC」と呼ばれているもの（ケース等に上記のマークが付されています）。厚生労働省ウェブサイトに対象となる OTC 医薬品の品目名が掲載（平成29年6月19日時点）されており、胃腸薬の「ガスター10」、鎮痛剤の「ロキソニンS」、抗アレルギー薬の「エスタック鼻炎24」などが該当します。（<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000167980.pdf>）
- 控除額・・・1年間に、自分や家族（生計を一にするもの）が購入したスイッチOTC医薬品の合計が1万2千円を超えた金額で、最高8万8千円まで。たとえば1年間に購入した医薬品の金額が5万円だった場合は、3万8千円を、その年の所得から控除できます。
- **従来の医療費控除制度と同時に利用することはできません。従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらか有利な方で申告**することになります。